

出席停止となる感染症一覧表

感染症の種類		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、痘そう、ジフテリア・南米出血熱、急性灰白髄炎・ペスト、クリミア-コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症(O157)	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
※他の感染症※		

※溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎)等

(学校保健安全法施行規則などより)

*一覧表にある感染症にかかったときは、法律で定められた「出席停止」となり「欠席」にはなりません。

*一覧表にある感染症について、大学の健康管理センターホームページ(<http://www1.ous.ac.jp/kenkan/>)内の感染症関係にて、報告の方法や情報を適宜更新していますので必ず確認してください。

<問い合わせ先> 今治キャンパス 健康管理室 : 0898-52-9030